# 【理念・目的】

本学は、1946年の大学設置の際の設立趣意書に基づいて「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を建学の精神としており、これを踏まえて本学の目的を愛知大学学則第 | 条、愛知大学大学院学則第 2 条第 | 項、愛知大学専門職大学院学則第 2 条第 | 項、愛知大学短期大学部学則第 | 条に以下のとおり定めています。

#### 愛知大学学則

第 | 条 本大学は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

### 愛知大学大学院学則

第2条 本大学に設置する大学院(以下「本大学院」という。)は、課程の目的に応じ、学理及びその応用を教授・研究し、学術の深奥を究めて、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するとともに文化の進展に寄与することを目的とする。

# 愛知大学専門職大学院学則

第2条 本大学院の専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力 を培うことを目的とする。

# 愛知大学短期大学部学則

第 | 条 愛知大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、専門の学芸を 教授研究し、教養を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

以 上